

那覇市公報

第 1 5 9 4 号その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）…………… 173

○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課）………… 177

◇規 則◇

○那覇市保健所長に対する事務委任規則（保健所準備室）…………… 182

○那覇市母子保健法施行細則（保健所準備室）…………… 205

○那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則
（保健所準備室）…………… 214○那覇市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
（保健所準備室）…………… 220

○那覇市社会福祉審議会規則（福祉政策課）…………… 223

○那覇市育成医療に関する規則（保健所準備室）…………… 226

○那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則（保健所準備室）…………… 229

○那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に關
する規則（行政経営課）…………… 231

○那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（福祉政策課）…………… 234

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則
（行政経営課）…………… 242○障害者自立支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（障がい福祉課）…………… 277○那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則
（消防本部総務課）…………… 281

○那覇市公印規則の一部を改正する規則（総務課）	282
○那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則 （国保長寿医療課）	285

条 例

那覇市条例第32号

平成25年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～4 [略] 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。</u>)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することがで	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～4 [略] 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができ

きることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6～7 〔略〕

（特別土地保有税の納税義務者等）

第111条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等

業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6～7 〔略〕

（特別土地保有税の納税義務者等）

第111条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の

である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。	土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。
5～6 〔略〕	5～6 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例付則第6条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

那覇市条例第33号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基礎課税額の税率) 第4条 基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。本号イ、第6条第3号及び第14条において同じ。)以外の世帯 〔略〕 イ 〔略〕 (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	(基礎課税額の税率) 第4条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。))以外の世帯 〔略〕 イ 〔略〕 ウ 特定継続世帯 1万9,050円 (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 〔略〕

ア <u>特定世帯</u>以外の世帯 [略] イ [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア [略] イ 被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯</u>以外の世帯 [略] (イ) [略] ウ [略] エ 被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯</u>以外の世帯 [略] (イ) [略] オ～カ [略]	ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 [略] イ [略] ウ <u>特定継続世帯</u> 3,975円 (保険税の減額) 第21条 [略] (1) [略] ア [略] イ [略] (ア) <u>(イ)又は(ウ)に掲げる世帯</u>以外の世帯 [略] (イ) [略] (ウ) <u>特定継続世帯</u> 1万3,335円 ウ [略] エ [略] (ア) <u>(イ)又は(ウ)に掲げる世帯</u>以外の世帯 [略] (イ) [略] (ウ) <u>特定継続世帯</u> 2,782円 オ～カ [略]
---	--

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア [略]

イ 被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

ウ [略]

エ 被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

オ～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア [略]

イ 被保険者に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 9,525円

ウ [略]

エ [略]

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 1,987円

オ～カ [略]

(3) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 [略]

(イ) [略]

(ウ) 特定継続世帯 3,810円

ウ [略] エ 被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 [略] (イ) [略] オ～カ [略] (那覇市行政手続条例の適用除外) 第25条 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。 2 [略] 付 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	ウ [略] エ [略] (ア) <u>(イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯</u> [略] (イ) [略] <u>(ウ) 特定継続世帯 795円</u> オ～カ [略] (那覇市行政手続条例の適用除外) 第25条 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>那覇市行政手続条例第2章(第7条を除く。)</u>及び<u>第3章(第13条を除く。)</u>の規定は、適用しない。 2 [略] 付 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、付則第4項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは<u>第35条第1項</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。))と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、付則第15項の改正規定は、平成26

年1月1日から施行する。

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第4条、第6条及び第21条の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

規 則

那覇市規則第48号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保健所長に対する事務委任規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を保健所長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に関する事務）

第2条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による施術者に対する指示に関すること。
- (2) 法第8条第2項の規定による医師の団体からの意見の聴取に関すること。
- (3) 法第9条の2第1項の規定による施術所の開設の届出及び当該届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- (4) 法第9条の2第2項の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。
- (5) 法第9条の3の規定による出張業務の開始、休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。
- (6) 法第9条の4の規定による滞在による業務の届出の受理に関すること。
- (7) 法第10条第1項の規定による報告の提出並びに臨検及び検査に関すること。
- (8) 法第11条第2項の規定による施術所の使用の制限及び禁止、構造設備の改善並びに衛生上必要な措置の命令に関すること。
- (9) 法第12条の2第2項において準用する場合における前各号に掲げる事務に関すること。

（食品衛生法に関する事務）

第3条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)及び食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第25条の規定による検査に関すること。
- (2) 法第26条第1項の規定による検査命令に関すること。

- (3) 法第28条第1項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、臨検、検査及び収去に関すること。
 - (4) 法第30条第2項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生監視員の監視指導に関すること。
 - (5) 法第48条第8項(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
 - (6) 法第52条第1項の規定による営業の許可に関すること。
 - (7) 法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
 - (8) 法第54条(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄及び処置の命令に関すること。
 - (9) 法第55条第1項(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
 - (10) 法第56条(法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令並びに営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
 - (11) 法第59条第1項の規定による死体解剖に関すること。
 - (12) 省令第71条の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (理容師法に関する事務)

第4条 理容師法(昭和22年法律第234号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第10条第2項の規定による業務の停止に関すること。
- (2) 法第11条第1項の規定による理容所の開設の届出の受理に関すること。
- (3) 法第11条第2項の規定による届出事項の変更及び理容所の廃止の届出の受理に関すること。
- (4) 法第11条の2の規定による構造設備の検査及び確認に関すること。
- (5) 法第11条の3第2項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (6) 法第13条第1項の規定による立入り及び検査に関すること。
- (7) 法第14条の規定による閉鎖命令に関すること。

（温泉法に関する事務）

第5条 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に関すること。
- (2) 法第16条第1項及び第17条第1項の規定による温泉の利用許可に関する承継の承認に関すること。
- (3) 法第18条第4項の規定による掲示内容の届出の受理に関すること。
- (4) 法第18条第5項の規定による掲示内容の変更命令に関すること。
- (5) 法第31条第1項の規定による温泉を公共の浴用又は飲用に供することの許可の取消しに関すること。
- (6) 法第31条第2項の規定による温泉の利用の制限及び危険予防の措置の命令に関すること。
- (7) 法第33条第1項の規定による聴聞の実施(法第31条第2項の規定による命令に係るものに限る。)に関すること。
- (8) 法第34条の規定による報告の要求(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関すること。
- (9) 法第35条第1項の規定による立入り、検査及び質問(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所について行うものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関すること。

（興行場法に関する事務）

第6条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下この条において「法」という。)及び那覇市興行場法施行条例(平成24年那覇市条例第61号。以下この条において「条例」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条の規定による営業の許可に関すること。
- (2) 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (3) 法第5条第1項の規定による報告の要求、立入り及び検査に関すること。
- (4) 法第6条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令に関するこ

と。

- (5) 条例第2条の規定による変更等の届出の受理に関すること。

（旅館業法に関する事務）

第7条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条の規定による営業の許可に関すること。
- (2) 法第3条の2及び第3条の3の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。
- (3) 法第7条第1項の規定による報告の要求、立入り及び検査に関すること。
- (4) 法第7条の2の規定による措置命令に関すること。
- (5) 法第8条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令に関すること。
- (6) 法第8条の2の規定による意見の聴取に関すること。
- (7) 省令第4条の規定による記載事項の変更並びに営業の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

（公衆浴場法に関する事務）

第8条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下この条において「法」という。)及び公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条の規定による営業の許可に関すること。
- (2) 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (3) 法第4条ただし書の規定による許可に関すること。
- (4) 法第6条第1項の規定による報告の要求、立入り及び検査に関すること。
- (5) 法第7条第1項の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令に関すること。
- (6) 省令第4条の規定による記載事項の変更並びに営業の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

（化製場等に関する法律に関する事務）

第9条 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条第2項ただし書の規定による許可に関すること。
- (2) 法第6条第1項(法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、立入り及び検査に関すること。
- (3) 法第6条の2(法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。
- (4) 法第9条第1項の規定による動物の飼養及び収容の許可に関すること。
- (5) 法第9条第4項の規定による動物の飼養及び収容の届出の受理に関すること。
(医療法に関する事務)

第10条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第2項の規定による報告及び診療録等の提出の命令に関すること。
- (2) 法第6条の8第1項の規定による広告を行った者に対する報告命令、立入り及び検査の実施に関すること。
- (3) 法第6条の8第2項の規定による広告を行った者に対する中止及び是正の命令に関すること。
- (4) 法第7条第1項の規定による診療所及び助産所の開設許可に関すること。
- (5) 法第7条第2項の規定による診療所及び助産所の病床数等の変更許可に関すること。
- (6) 法第8条の規定による診療所及び助産所の開設の届出の受理に関すること。
- (7) 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所及び助産所の休止及び再開の届出の受理に関すること。
- (8) 法第9条第1項の規定による病院、診療所及び助産所の廃止の届出の受理に関すること。
- (9) 法第9条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の開設者の死亡及び失踪の届出の受理に関すること。
- (10) 法第12条第1項ただし書の規定による病院、診療所及び助産所の開設者以外の者を管理者とすることの許可に関すること。

- (11) 法第12条第2項の規定による2以上の病院、診療所及び助産所の管理者となることの許可に関すること。
- (12) 法第15条第3項の規定による病院及び診療所のエックス線装置の設置等の届出の受理に関すること。
- (13) 法第16条ただし書の規定による病院の医師に宿直させない場合の許可に関すること。
- (14) 法第18条ただし書の規定による病院及び診療所に専属の薬剤師を置かないことの許可に関すること。
- (15) 法第24条第1項の規定による診療所及び助産所の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令に関すること。
- (16) 法第25条第1項の規定による報告命令、立入り及び検査に関すること。
- (17) 法第25条第2項の規定による診療録等の提出の命令に関すること。
- (18) 法第27条の規定による病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所の構造設備の使用前の検査及び許可証の交付に関すること。
- (19) 法第28条の規定による診療所及び助産所の管理者の変更の命令に関すること。
- (20) 法第29条第1項の規定による診療所及び助産所の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令に関すること。
- (21) 法第29条第2項の規定による診療所及び助産所に係る法第7条第2項の許可の取消しに関すること。
- (22) 法第30条の規定による弁明の機会の付与に関すること。
- (23) 政令第4条第1項の規定による病院、診療所及び助産所の開設者の住所、氏名等の変更の届出の受理に関すること。
- (24) 政令第4条第3項の規定による診療所及び助産所の届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- (25) 政令第4条の2第1項の規定による病院、診療所及び助産所の開設後の届出の受理に関すること。
- (26) 政令第4条の2第2項の規定による病院、診療所及び助産所の届出事項の変更の届出の受理に関すること。

（死体解剖保存法に関する事務）

第11条 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、同法第19条第1項の規定による死体の保存に関する許可に関することとする。

（クリーニング業法に関する事務）

第12条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項の規定によるクリーニング所の開設の届出の受理に関すること。
- (2) 法第5条第2項の規定によるクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業の開始の届出の受理に関すること。
- (3) 法第5条第3項の規定による届出事項の変更並びにクリーニング所及び同条第2項の営業の廃止の届出の受理に関すること。
- (4) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認に関すること。
- (5) 法第5条の3第2項の規定による営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (6) 法第9条の規定による業務従事者の業務停止に関すること。
- (7) 法第10条第1項の規定による立入り及び検査に関すること。
- (8) 法第10条の2の規定による措置命令に関すること。
- (9) 法第11条の規定による営業の停止並びにクリーニング所の閉鎖及び業務用の車両の使用の停止の命令に関すること。

（毒物及び劇物取締法に関する事務）

第13条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項の規定による販売業の登録に関すること。
- (2) 法第4条第3項の規定による販売業の登録の申請の受理に関すること。
- (3) 法第4条第4項の規定による販売業の登録の更新に関すること。

- (4) 法第7条第3項(法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出及び毒物劇物取扱責任者の変更の届出の受理に関する事。
 - (5) 法第10条第1項の規定による販売業の登録を受けている者の氏名、住所等の変更及び営業の廃止の届出の受理に関する事。
 - (6) 法第15条の3(法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の回収等の命令に関する事。
 - (7) 法第17条第2項(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収、立入り、検査及び収去に関する事。
 - (8) 法第19条第1項の規定による販売業の登録を受けている者に対する措置命令に関する事。
 - (9) 法第19条第2項の規定による販売業の登録の取消しに関する事。
 - (10) 法第19条第3項(法第22条第4項において準用する場合を含む。)の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の変更命令に関する事。
 - (11) 法第19条第4項の規定による販売業の登録の取消し及び業務の停止命令に関する事。
 - (12) 法第21条第1項の規定による特定毒物の品名及び数量の届出の受理に関する事。
 - (13) 法第22条第1項及び第2項の規定による業務上取扱者の届出の受理に関する事。
 - (14) 法第22条第3項の規定による業務上取扱者の変更届の受理に関する事。
 - (15) 法第22条第6項の規定による措置命令に関する事。
 - (16) 政令第33条の規定による販売業の登録票の交付に関する事。
 - (17) 政令第35条第2項の規定による販売業の登録票の書換え交付に関する事。
 - (18) 政令第36条第2項の規定による販売業の登録票の再交付に関する事。
 - (19) 政令第36条第3項及び第36条の2第1項の規定による販売業の登録票の返納の受理に関する事。
 - (20) 政令第36条の2第2項の規定による販売業の登録票の交付に関する事。
- (検疫法に関する事務)

第14条 検疫法(昭和26年法律第201号。以下この条において「法」という。)に関する

る事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第18条第3項及び第5項並びに法第26条の3の規定による検疫所長からの通知の受理に関すること。

(2) 法第27条第3項の規定による検疫所長からの通報の受理に関すること。

(と畜場法に関する事務)

第15条 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この条において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第4条第1項の規定によると畜場設置の許可に関すること。

(2) 法第4条第3項の規定による変更の届出の受理に関すること。

(3) 法第5条第2項の規定による処理することができる獣畜の種類及び1日当たりの頭数の制限に関すること。

(4) 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出の受理に関すること。

(5) 法第8条の規定による衛生管理責任者の解任の命令に関すること。

(6) 法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の設置及び変更の届出の受理並びに解任の命令に関すること。

(7) 法第13条第1項第1号の規定によるとさつの届出の受理に関すること。

(8) 法第13条第3項の規定によるとさつ又は解体の場所等の指示に関すること。

(9) 法第14条第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)及び第5項の規定によるとさつ又は解体の検査及びと畜場外への持出しの許可に関すること。

(10) 法第16条の規定によるとさつ又は解体の禁止等の措置に関すること。

(11) 法第17条の規定による報告の徴収、立入り及び検査に関すること。

(12) 法第18条第1項の規定によると畜場の許可の取り消し、使用の制限及び停止の命令に関すること。

(13) 法第18条第2項の規定によるとさつ又は解体の業務の停止の命令及びとさつ又は解体の禁止に関すること。

(14) 政令第7条の規定による検査申請書の受理に関すること。

(15) 政令第9条の規定による検査に合格した肉、内臓及び皮の検印の押印に関

すること。

（歯科技工士法に関する事務）

第16条 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第21条第1項の規定による歯科技工所の開設の届出及び当該届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- (2) 法第21条第2項の規定による歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。
- (3) 法第24条の規定による構造設備の改善命令に関すること。
- (4) 法第25条の規定による歯科技工所の使用の禁止命令に関すること。
- (5) 法第27条第1項の規定による報告命令、立入り及び検査に関すること。

（美容師法に関する事務）

第17条 美容師法(昭和32年法律第163号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第10条第2項の規定による業務の停止に関すること。
- (2) 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出の受理に関すること。
- (3) 法第11条第2項の規定による届出事項の変更及び美容所の廃止の届出の受理に関すること。
- (4) 法第12条の規定による構造設備の検査及び確認に関すること。
- (5) 法第12条の2第2項の規定による開設者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (6) 法第14条第1項の規定による立入り及び検査に関すること。
- (7) 法第15条の規定による閉鎖命令に関すること。

（水道法に関する事務）

第18条 水道法(昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事着手前の設計の確認に関すること。
- (2) 法第33条第1項の規定による専用水道の布設工事着手前の設計の確認の申請の受理に関すること。

- (3) 法第33条第3項の規定による同条第2項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の受理に関すること。
- (4) 法第33条第5項の規定による申請者への通知に関すること。
- (5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理に関すること。
- (6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託に係る届出の受理に関すること。
- (7) 法第36条第1項の規定による専用水道施設の改善の指示に関すること。
- (8) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者の変更の勧告に関すること。
- (9) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に係る措置の指示に関すること。
- (10) 法第37条の規定による専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水の停止命令に関すること。
- (11) 法第39条第2項及び第3項の規定による報告の徴収、立入り及び検査に関すること。

（臨床検査技師等に関する法律に関する事務）

第19条 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この条において「法」という。)及び臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録に関すること。
- (2) 法第20条の4第1項の規定による衛生検査所の登録の変更に関すること。
- (3) 法第20条の4第3項の規定による衛生検査所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理に関すること。
- (4) 法第20条の4第4項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えようとするとき等の届出の受理に関すること。
- (5) 法第20条の5第1項の規定による報告の命令、立入り及び検査に関すること。
- (6) 法第20条の6の規定による衛生検査所の構造設備及び管理組織の変更等の指示に関すること。

- (7) 法第20条の7の規定による登録の取消し及び業務の停止命令に関すること。
- (8) 省令第13条の規定による登録証明書の交付に関すること。
- (9) 省令第14条第2項の規定による変更した衛生検査所の登録証明書の交付に関すること。
- (10) 省令第18条第1項の規定による衛生検査所の登録証明書の書換え交付に関すること。
- (11) 省令第19条第1項の規定による登録証明書の再交付に関すること。
- (12) 省令第19条第3項及び第20条の規定による登録証明書の返納の受理に関すること。

（薬事法に関する事務）

第20条 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。)、薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。)及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可に関すること。
- (2) 法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新に関すること。
- (3) 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他の薬事に関する実務に従事することの許可に関すること。
- (4) 法第10条の規定による薬局の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。
- (5) 法第12条第1項の規定による医薬品の製造販売業の許可(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。
- (6) 法第12条第2項の規定による医薬品の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。
- (7) 法第13条第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品の製造業の許可(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関すること。
- (8) 法第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品の製造業の許可の更新(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)

に關すること。

- (9) 法第14条第1項の規定による医薬品の製造販売の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に關すること。
- (10) 法第14条第9項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に關すること。
- (11) 法第14条第10項の規定による医薬品の製造販売の承認事項の輕微な変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に關すること。
- (12) 法第14条の9第1項の規定による医薬品の製造販売の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に關すること。
- (13) 法第14条の9第2項の規定による医薬品の製造販売の届出事項の変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に關すること。
- (14) 法第19条第1項の規定による医薬品の製造販売業者の事業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に關すること。
- (15) 法第19条第2項の規定による医薬品の製造所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理(薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。)に關すること。
- (16) 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可に關すること。
- (17) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に關すること。
- (18) 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に關すること。
- (19) 法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に關すること。
- (20) 法第38条の規定による医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の廃止、休止、

再開及び変更の届出の受理に関すること。

- (21) 法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関すること。
- (22) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新に関すること。
- (23) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関すること。
- (24) 法第40条第1項及び第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業並びに管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。
- (25) 法第69条第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問(薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に係るものに限る。)に関すること。
- (26) 法第69条第2項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問(薬局開設者、医薬品の販売業者(配置販売業者を除く。))又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者(以下この条において「薬局開設者等」という。)に係るものに限る。)に関すること。
- (27) 法第69条第3項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。
- (28) 法第70条第1項の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令(薬局開設者等に係るものに限る。)に関すること。
- (29) 法第70条第2項の規定による医薬品等の廃棄等の処分に関すること。
- (30) 法第71条の規定による検査命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に関すること。
- (31) 法第72条第3項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止(薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。)に関すること。
- (32) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止(薬局開設者等に係るものに限る。)に関すること。
- (33) 法第72条の2第1項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者に対する業務の体制の整備命令に関すること。
- (34) 法第72条の4第1項の規定による業務運営の改善措置の命令(薬局開設者等

並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。)に関すること。

(35) 法第72条の4第2項の規定による許可条件に違反する行為の是正措置の命令(薬局開設者等並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。)に関すること。

(36) 法第73条の規定による薬局の管理者及び店舗管理者並びに営業所管理者並びに医療機器の販売業及び賃貸業の管理者の変更の命令に関すること。

(37) 法第74条の2第1項の規定による承認の取消し(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。

(38) 法第74条の2第2項の規定による承認した事項の一部の変更の命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。

(39) 法第74条の2第3項の規定による承認の取消し又は承認した事項の一部の変更の命令(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に関すること。

(40) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令(薬局開設者等並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。)に関すること。

(41) 法第76条の規定による処分理由の通知並びに弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与(薬局開設者等又は薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者に係るものに限る。)に関すること。

(42) 法第77条の4の3の規定による報告の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。)に関すること。

(43) 法第79条第1項の規定による許可及び承認(この条の規定により保健所長に委任されたものに限る。)に対する条件及び期限の付与並びにその変更に関すること。

(44) 政令第2条の規定による総取扱処方せん数の届出の受理に関すること。

(45) 政令第4条第1項の規定による許可証の交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。

(46) 政令第5条第1項の規定による許可証の書換え交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関すること。

- (47) 政令第6条第1項の規定による許可証の再交付(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。
- (48) 政令第6条第4項及び第7条第1項の規定による許可証の返納の受理(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。
- (49) 政令第8条第1項の規定による許可台帳(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。
- (50) 政令第11条第1項の規定による許可証の交付(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。
- (51) 政令第12条第1項の規定による許可証の書換え交付(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。
- (52) 政令第13条第1項の規定による許可証の再交付(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。
- (53) 政令第13条第4項及び第14条第1項の規定による許可証の返納の受理(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。
- (54) 政令第15条第1項の規定による許可台帳(薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。)に関する事。
- (55) 政令第19条第1項の規定による承認台帳(薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。)に関する事。
- (56) 政令第44条の規定による許可証の交付(薬局開設、医薬品の販売業(配置販売業を除く。))又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業(以下この条において「薬局開設等」という。))に係るものに限る。)に関する事。
- (57) 政令第45条第2項の規定による許可証の書換え交付(薬局開設等に係るものに限る。)に関する事。
- (58) 政令第46条第2項の規定による許可証の再交付(薬局開設等に係るものに限る。)に関する事。
- (59) 政令第46条第3項及び第47条の規定による許可証の返納の受理(薬局開設等に係るものに限る。)に関する事。
- (60) 政令第48条の規定による許可台帳(配置販売業を除く。)に関する事。
- (61) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)第1条の規定による改正前の省令第159条の規定による特例販売業の指定品目

の変更及び追加の申請の受理に関すること。

(62) 省令第15条の4第2項(省令第142条において準用する場合を含む。)の規定による郵便等販売の届出の受理に関すること。

(63) 省令第154条第1号ニ及び同条第2号ニの規定による法第34条第1項の卸売販売業の営業所管理者の知識経験に係る認定に関すること。

(64) 省令第244条の規定による報告を要求するときの理由の通知に関すること。
(柔道整復師法に関する事務)

第21条 柔道整復師法(昭和45年法律第19号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第18条第1項の規定による柔道整復師に対する指示に関すること。
- (2) 法第18条第2項の規定による医師の団体からの意見の聴取に関すること。
- (3) 法第19条第1項の規定による施術所の開設の届出及び当該届出事項の変更の届出の受理に関すること。
- (4) 法第19条第2項の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による報告の要求、立入り及び検査に関すること。
- (6) 法第22条の規定による施術所の使用の制限及び禁止、構造設備の改善並びに衛生上必要な措置の命令に関すること。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務)

第22条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による特定建築物の届出の受理に関すること。
- (2) 法第5条第4項の規定による沖縄県労働局長への通知に関すること。
- (3) 法第11条第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び関係者への質問に関すること。
- (4) 法第12条の規定による措置の命令並びに特定建築物の使用の停止及び制限に関すること。
- (5) 法第13条第2項の規定による必要な説明及び資料の提出の要求に関するこ

と。

(6) 法第13条第3項ただし書の規定による通知及び措置の勧告に関すること。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事務)

第23条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。

以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第6条の規定による措置の命令に関すること。

(2) 法第7条第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査、質問及び収去に関すること。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務)

第24条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可に関すること。

(2) 法第4条の規定による食鳥処理の事業の許可の申請の受理に関すること。

(3) 法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造及び設備の変更に係る許可に関すること。

(4) 法第6条第3項の規定による申請書の記載事項の変更及び構造等の軽微な変更の届出の受理に関すること。

(5) 法第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(6) 法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可取り消し及び事業の停止の命令に関すること。

(7) 法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令及び使用の禁止、許可の取消し並びに事業の停止の命令に関すること。

(8) 法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の配置及び変更の届出の受理に関すること。

(9) 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止及び再開の届出の受理に関すること。

(10) 法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査に関すること。

- (11) 法第16条第1項及び第2項の規定による確認規程及びその変更の認定に關すること。
 - (12) 法第16条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に關すること。
 - (13) 法第16条第7項の規定による報告の受理に關すること。
 - (14) 法第16条第9項の規定による技術的な指導及び助言に關すること。
 - (15) 法第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者に係る届出の受理に關すること。
 - (16) 法第20条の規定による措置に關すること。
 - (17) 法第37条第1項の規定による報告の徴収に關すること。
 - (18) 法第38条第1項の規定による立入り、検査及び収去に關すること。
- (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律に關する事務)

第25条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成10年法律第114号。以下この条において「法」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律施行規則(平成10年厚生労働省令第99号。以下この条において「省令」という。)に關する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条第1項、第15条の2第1項及び第15条の3第1項(これらの規定を法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による質問及び調査に關すること。
- (2) 法第16条第1項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による情報の分析及び公表に關すること。
- (3) 法第16条の2の規定による医師への協力の要請に關すること。
- (4) 法第17条第1項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第45条第1項の規定による健康診断の勧告に關すること。
- (5) 法第17条第2項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第45条第2項の規定による健康診断の措置に關すること。
- (6) 法第17条第3項及び第4項(これらの規定を法第7条第1項、第23条、第26条、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に關すること。

- (7) 法第18条第1項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知に関する事。
- (8) 法第18条第4項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認に関する事。
- (9) 法第18条第5項及び第6項(これらの規定を法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による那覇市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)への意見の聴取及び報告に関する事。
- (10) 法第19条第1項、第20条第1項(これらの規定を法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)及び第46条第1項の規定による入院の勧告に関する事。
- (11) 法第19条第3項及び第5項、第20条第2項及び第3項(これらの規定を法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)並びに第46条第2項及び第3項の規定による指定医療機関等の入院患者を他の病院等へ入院させることに関する事。
- (12) 法第19条第7項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定による協議会への報告に関する事。
- (13) 法第20条第4項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)及び第46条第4項の規定による入院期間の延長に関する事。
- (14) 法第20条第5項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定による協議会からの意見聴取に関する事。
- (15) 法第20条第6項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)及び第46条第5項の規定による説明、意見陳述の機会の付与及び勧告の原因となる事実の通知に関する事。
- (16) 法第21条(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)及び第47条の規定による患者の移送に関する事。
- (17) 法第22条第1項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)及び第48条第1項の規定による入院患者の退院に関する事。
- (18) 法第22条第2項(法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理に関する事。
- (19) 法第22条第3項及び第4項(これらの規定を法第7条第1項及び第26条におい

て準用する場合を含む。)並びに第48条第3項及び第4項の規定による退院の請求に対する病原体の保有の確認に関すること。

(20) 法第24条の2(法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出に対する内容の聴取及びその処理並びに結果の通知に関すること。

(21) 法第27条(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による消毒に関すること。

(22) 法第28条(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。

(23) 法第29条(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件に係る措置に関すること。

(24) 法第30条第1項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による死体の移動の制限及び禁止に関すること。

(25) 法第30条第2項ただし書(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による埋葬の許可に関すること。

(26) 法第31条第1項の規定による生活の用に供される水の使用及び給水の制限及び禁止の命令に関すること。

(27) 法第32条(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による建物への立入りの制限及び禁止並びに封鎖等の措置に関すること。

(28) 法第33条の規定による交通の制限又は遮断に関すること。

(29) 法第35条第1項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項の規定による立入り、質問及び調査に関すること。

(30) 法第36条第1項及び第2項(これらの規定を法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。

(31) 法第36条第3項(法第7条第1項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)の規定による掲示に関すること。

(32) 法第37条(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による医療

に要する費用負担に関すること。

(33) 法第37条の2第2項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者又はその保護者からの負担する費用の申請の受理に関すること。

(34) 法第37条の2第3項(法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による協議会からの意見聴取に関すること。

(35) 法第42条第1項の規定による療養費の支給決定に関すること。

(36) 法第43条第1項の規定による報告の要求及び検査に関すること。

(37) 法第44条の3第1項及び第2項(これらの規定を法第50条の2第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による健康状態の報告及び感染症の感染の防止に必要な協力の要請に関すること。

(38) 法第48条第2項の規定による病院の管理者からの意見の聴取に関すること。

(39) 法第53条の7の規定による健康診断実施者からの通報又は報告の受理に関すること。

(40) 省令第20条の3第3項の規定による患者票の交付に関すること。

(健康増進法に関する事務)

第26条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第10条第3項の規定による国民健康・栄養調査の執行に関すること。

(2) 法第11条第1項の規定による調査世帯の指定に関すること。

(3) 法第20条第1項の規定による特定給食施設の設置の届出の受理に関すること。

(4) 法第20条第2項の規定による届出事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること。

(5) 法第21条第1項の規定による特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定に関すること。

(6) 法第22条の規定による栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言に関すること。

(7) 法第23条の規定による特定給食施設の設置者に対する勧告及び措置の命令に関すること。

(8) 法第24条第1項の規定による報告の徴収、立入り、検査及び質問に関するこ

と。

(9) 法第27条第1項の規定による立入り、検査及び収去に関すること。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第49号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市母子保健法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子保健法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)の施行に関し、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)及び母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（妊娠の届出）

第2条 法第15条の届出は、妊娠届出書によるものとする。

（低体重児の届出）

第3条 法第18条の規定による低体重児の届出は、低体重児出生届によるものとする。

（養育医療の給付申請）

第4条 省令第9条第1項の規定により養育医療の給付を申請しようとする者は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定養育医療機関の医師が作成した養育医療意見書
- (2) 養育医療のうち移送の給付を受けようとする者にあつては、移送承認申請書
- (3) 世帯調書及び税額証明書
- (4) 収入に関する証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、養育医療の給付を行うことを決定したときは養育医療券(以下「医療券」という。)を交付し、養育医療の給付を行わないことを決定したときは養育医療給付不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、養育医療のうち移送の給付を承認したときは、速やかに移送承認書を申請者に交付するものとする。

（移送費の請求）

第5条 前条第3項の規定により移送の給付を承認された者は、移送費を請求しようとするときは、移送費請求書に請求する金額を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（養育医療の継続給付）

第6条 医療券の交付を受けている者は、当該医療券の有効期間の満了後引き続き養育医療の給付を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日までに、当該指定養育医療機関の医師の意見書を添えて養育医療継続給付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、養育医療の給付の延長を行うことを決定したときは医療券を交付し、養育医療の給付の延長を行わないことを決定したときは養育医療継続給付不承認通知書により通知するものとする。

（養育医療給付申請事項の変更）

第7条 医療券の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、養育医療給付申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

- （1） 養育医療の給付を受けている者又はその扶養義務者の居住地又は連絡先の変更があったとき。
- （2） 世帯調書及び税額証明書に記載された世帯階層区分、養育医療の給付を受けている者の扶養義務者及び世帯構成員に変更があったとき。
- （3） 医療保険各法の被保険者証等に変更があったとき。

（医療券の再交付申請）

第8条 交付を受けた医療券を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したことにより再交付を受けようとする者は、養育医療券再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 医療券の再交付を受けた者は、紛失した医療券を発見したときは、遅滞なく、これを市長に返納しなければならない。

（指定養育医療機関の指定の申請）

第9条 省令第10条第1項の申請書は、指定養育医療機関(病院・診療所)指定申請書によるものとする。

2 省令第10条第2項の申請書は、指定養育医療機関(薬局)指定申請書によるものとする。

（指定の告示）

第10条 市長は、法第20条第5項の規定により養育医療を担当させる機関を指定した

ときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（指定養育医療機関の変更の届出等）

第11条 省令第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 省令第12条第1号に該当するとき 指定養育医療機関届出事項変更届出書
- (2) 省令第12条第2号に該当するとき 指定養育医療機関業務休止(再開)届出書
- (3) 省令第12条第3号に該当するとき 母子保健法施行規則第12条第3号による被処分届出書

2 前項の届出があった場合において、その届出事項が前条の規定により告示をした事項の変更に係るものであるときは、市長は、速やかにその旨を告示するものとする。

（指定養育医療機関の指定辞退の申出等）

第12条 省令第13条の規定による申出は、養育医療機関指定辞退申出書を辞退しようとする日の30日前までに提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、速やかにその旨を告示するものとする。
（指定の取消し）

第13条 市長は、法第20条第7項において準用する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第8項の規定により指定養育医療機関の指定を取り消したときは、その旨を指定養育医療機関の開設者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定養育医療機関の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（費用の徴収）

第14条 市長は、法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。

（徴収金の額の決定等）

第15条 市長は、前条の規定により納入義務者から徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額を別表に定めるところにより決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による徴収金の額の決定をしたときは、速やかに徴収金額決

定通知書を納入義務者に通知するものとする。

（納入期限）

第16条 徴収金は、市長が別に定める日までに納入しなければならない。

（様式）

第17条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書名	関連条項
妊娠届出書	第2条
低体重児出生届	第3条
養育医療給付申請書	第4条
養育医療意見書	第4条
移送承認申請書	第4条
世帯調書及び税額証明書	第4条
養育医療券	第4条
養育医療給付不承認通知書	第4条
移送承認書	第4条
移送費請求書	第5条
養育医療継続給付申請書	第6条
養育医療継続給付不承認通知書	第6条
養育医療給付申請事項変更届	第7条
養育医療券再交付申請書	第8条
指定養育医療機関(病院・診療所)指定申請書	第9条
指定養育医療機関(薬局)指定申請書	第9条
指定養育医療機関届出事項変更届出書	第11条
指定養育医療機関業務休止(再開)届出書	第11条
母子保健法施行規則第12条第3号による被処分届出書	第11条
養育医療機関指定辞退届出書	第12条
徴収金額決定通知書	第15条

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

徴収基準額表

階 層 区 分	世帯の階層区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A 階 層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B 階 層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C 階 層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のための世帯(所得割のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
D 階 層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	所得税の年額 15,000円以下 15,001円から40,000円まで 40,001円から70,000円まで	D1 D2 D3	10,800 16,200 22,400	1,080 1,620 2,240

帯であつて、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	70,001円から183,000円まで	D4	34,800	3,480
	183,001円から403,000円まで	D5	49,400	4,940
	403,001円から703,000円まで	D6	65,000	6,500
	703,001円から 1,078,000円まで	D7	82,400	8,240
	1,078,001円から1,632,000円まで	D8	102,000	10,200
	1,632,001円から2,303,000円まで	D9	123,400	12,340
	2,303,001円から3,117,000円まで	D10	147,000	14,700
	3,117,001円から4,173,000円まで	D11	172,500	17,250
	4,173,001円から5,334,000円まで	D12	199,900	19,990
	5,334,001円から6,674,000円まで	D13	229,400	22,940
	6,674,001円以上	D14	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

（備考）

- この表中のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものと

する。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

4 徴収月額の特例

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する(ただし、D14階層を除く。)

$$\text{基準月額} \quad \times \quad \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がな
いときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市
町村民税が課せられている場合には、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定
するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童
を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課
税の有無等により行うものである。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又
は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
る法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいうものであるこ
と。

- 7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
-

那覇市規則第50号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）の施行に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（健康診断の勧告等）

第2条 法第17条第3項及び第4項（法第45条第3項において準用する場合を含む。）の書面は、健康診断の勧告にあつては健康診断受診勧告書、健康診断の措置にあつては健康診断措置書によるものとする。

（就業制限等）

第3条 法第18条第1項の書面は、就業制限等通知書によるものとする。

2 法第18条第3項の規定による確認の請求は、就業制限解除確認申請書によるものとする。

3 保健所長は、前項の請求をした者に対し、就業制限を解除するときは就業制限解除通知書により、就業制限を継続するときは就業制限継続通知書により通知するものとする。

（入院の勧告等）

第4条 法第23条（法第26条において準用する場合を含む。）及び法第46条の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

（1） 法第19条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）又は法第46条第1項の規定による入院の勧告 入院勧告書

（2） 法第19条第3項若しくは法第20条第2項（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）又は法第46条第2項の規定による入院の措置 入院措置通知書

（3） 法第19条第5項若しくは法第20条第3項（これらの規定を法第26条において

準用する場合を含む。)又は法第46条第3項の規定による入院の措置 転院措置書

(4) 法第20条第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告 入院期間延長勧告書

(5) 法第20条第4項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第4項の規定による入院期間の延長措置 入院期間延長措置書

(6) 法第20条第6項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第5項の規定による通知 意見を述べる機会の付与通知書

(退院の申請等)

第5条 法第22条第3項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第48条第3項の規定による退院の請求は、退院申請書によるものとする。

2 保健所長は、前項の請求をした者に対し、退院を承認するときは退院承認通知書により、退院を不承認とするときは退院不承認通知書により通知するものとする。
(建物に係る措置等)

第6条 法第32条第1項又は法第50条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物への立入制限(禁止)掲示標により行うものとする。

2 法第32条第2項又は法第50条第1項の規定により建物の封鎖等を実施する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物の封鎖等掲示標により行うものとする。

(交通制限又は遮断)

第7条 法第33条又は法第50条第1項の規定により交通を制限し、又は遮断する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、交通の制限(遮断)掲示標により行うものとする。

(消毒命令等)

第8条 法第36条第1項(同条第4項又は法第50条第3項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 法第27条第1項又は第50条第1項の規定による消毒の命令 消毒命令書

(2) 法第27条第2項又は第50条第1項の規定による消毒の実施 消毒実施通知書

- (3) 法第28条第1項又は第50条第1項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令 駆除命令書
- (4) 法第28条第2項又は第50条第1項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の実施 駆除実施通知書
- (5) 法第29条第1項又は第50条第1項の規定による物件に係る措置命令 物件措置命令書
- (6) 法第29条第2項又は第50条第1項の規定による物件に係る措置の実施 物件措置実施通知書
- (7) 法第30条第1項又は第50条第1項の規定による死体の移動の制限又は禁止 死体移動制限(禁止)命令書
- (8) 法第31条第1項又は第50条第1項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水の制限又は禁止の命令 生活用水使用制限(禁止)命令書
(感染症医療費公費負担申請書等)

第9条 省令第20条第1項の申請書は、感染症医療費公費負担申請書によるものとする。

- 2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、医療費の公費負担について承認の決定をしたときは感染症医療費公費負担決定通知書により、不承認の決定をしたときは感染症医療費公費負担不承認通知書により申請者に通知するものとする。
(結核医療費公費負担申請書等)

第10条 省令第20条の3第1項の申請書は、結核医療費公費負担申請書によるものとする。

- 2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、医療費の公費負担について承認の決定をしたときは省令第20条の3第3項の規定により患者票を交付し、不承認の決定をしたときは結核医療費公費負担不承認通知書により通知するものとする。
- 3 省令第20条の3第5項の規定による変更の届出は、患者票記載事項変更届によるものとする。
(結核指定医療機関指定申請書等)

第11条 法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の指定の申請は、結核指定医

療機関指定申請書によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請をした者に対し、結核指定医療機関の指定について指定の決定をしたときは結核指定医療機関指定書を交付し、不指定の決定をしたときは結核指定医療機関不指定通知書により通知するものとする。

（結核指定医療機関の辞退）

- 第12条 法第38条第8項の規定による結核指定医療機関の指定の辞退の届出は、結核指定医療機関辞退届によるものとする。

（療養費支給申請等）

- 第13条 省令第23条第1項の申請書は、療養費支給申請書によるものとする。

- 2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、療養費の支給について承認の決定をしたときは療養費支給決定通知書により、不承認の決定をしたときは療養費支給不承認通知書により申請者に通知するものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に係る健康状態の報告依頼）

- 第14条 法第44条の3第1項及び第50条の2第1項の規定による報告の依頼は、健康状態報告依頼書により行うものとする。

（結核健康診断に係る通報又は報告）

- 第15条 法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通報又は報告は、結核健康診断通報（報告）書によるものとする。

（病院管理者の届出）

- 第16条 法第53条の11第1項の規定による届出は、結核患者入院（退院）届によるものとする。

（様式）

- 第17条 この規則の規定による次の表の書面の様式は、市長が定める。

書面	関連条項
健康診断受診勧告書	第2条
健康診断措置書	第2条
就業制限等通知書	第3条第1項
就業制限解除確認申請書	第3条第2項
就業制限解除通知書	第3条第3項

就業制限継続通知書	第3条第3項
入院勧告書	第4条第1号
入院措置通知書	第4条第2号
転院措置書	第4条第3号
入院期間延長勧告書	第4条第4号
入院期間延長措置書	第4条第5号
意見を述べる機会の付与通知書	第4条第6号
退院申請書	第5条第1項
退院承認通知書	第5条第2項
退院不承認通知書	第5条第2項
建物への立入制限(禁止)掲示標	第6条第1項
建物の封鎖等掲示標	第6条第2項
交通の制限(遮断)掲示標	第7条
消毒命令書	第8条第1号
消毒実施通知書	第8条第2号
駆除命令書	第8条第3号
駆除実施通知書	第8条第4号
物件措置命令書	第8条第5号
物件措置実施通知書	第8条第6号
死体移動制限(禁止)命令書	第8条第7号
生活用水使用制限(禁止)命令書	第8条第8号
感染症医療費公費負担申請書	第9条第1項
感染症医療費公費負担決定通知書	第9条第2項
感染症医療費公費負担不承認通知書	第9条第2項
結核医療費公費負担申請書	第10条第1項
患者票	第10条第2項
結核医療費公費負担不承認通知書	第10条第2項
患者票記載事項変更届	第10条第3項
結核指定医療機関指定申請書	第11条第1項

結核指定医療機関指定書	第11条第2項
結核指定医療機関不指定通知書	第11条第2項
結核指定医療機関辞退届	第12条
療養費支給申請書	第13条第1項
療養費支給決定通知書	第13条第2項
療養費支給不承認通知書	第13条第2項
健康状態報告依頼書	第14条
結核健康診断通報(報告)書	第15条
結核患者入院(退院)届	第16条

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第51号
平成25年 3 月29日
公 布 済

那覇市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第2条 法第4条第1項の申請書は、食鳥処理事業許可申請書によるものとする。

2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、許可したときは食鳥処理事業許可証を交付し、許可しないときは食鳥処理事業不許可通知書により通知するものとする。

（構造設備の変更申請等）

第3条 法第6条第1項の許可を受けようとする者は、構造設備変更許可申請書に変更後の構造又は設備を明らかにした図面を添付して保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、許可したときは構造設備変更許可証を交付し、許可しないときは構造設備変更不許可通知書により通知するものとする。

（変更の届出）

第4条 法第6条第3項の規定による届出をしようとする者は、食鳥処理事業許可事項変更届出書を保健所長に提出しなければならない。

（地位承継の届出）

第5条 法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、食鳥処理事業承継届出書を保健所長に提出しなければならない。

（食鳥処理衛生管理者の届出）

第6条 法第12条第6項の規定による届出をしようとする者は、食鳥処理衛生管理者配置（変更）届出書を保健所長に提出しなければならない。

（休廃止等の届出）

第7条 法第14条の規定による届出をしようとする者は、食鳥処理場(廃止・休止・再開)届出書を保健所長に提出しなければならない。

(食鳥検査の申請)

第8条 省令第27条第2項の申請書は、食鳥検査申請書によるものとする。

(確認規程の認定申請)

第9条 法第16条第1項又は第2項の認定を受けようとする者は、確認規程認定(変更認定)申請書を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、認定したときは確認規程認定(変更認定)証を交付し、認定しないときは確認規程認定(変更認定)不認定通知書により通知するものとする。

(確認の状況の報告)

第10条 法第16条第7項の規定による報告は、確認状況報告書によるものとする。

(確認規程の廃止の届出等)

第11条 法第16条第8項の規定による届出をしようとする者は、確認規程廃止届出書を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の届出書が提出された場合において、届出者に対し、確認規程廃止期日決定通知書により、確認規程の認定が効力を失う日を通知するものとする。

(届出食肉販売業者の届出)

第12条 省令第32条の届出書は、届出食肉販売業者届出書によるものとする。

(様式)

第13条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書名	関連条項
食鳥処理事業許可申請書	第2条
食鳥処理事業許可証	第2条
食鳥処理事業不許可通知書	第2条
構造設備変更許可申請書	第3条
構造設備変更許可証	第3条
構造設備変更不許可通知書	第3条

食鳥処理事業許可事項変更届出書	第4条
食鳥処理事業承継届出書	第5条
食鳥処理衛生管理者配置(変更)届出書	第6条
食鳥処理場(廃止・休止・再開)届出書	第7条
食鳥検査申請書	第8条
確認規程認定(変更認定)申請書	第9条
確認規程認定(変更認定)証	第9条
確認規程認定(変更認定)不承認通知書	第9条
確認状況報告書	第10条
確認規程廃止届出書	第11条
確認規程廃止期日決定通知書	第11条
届出食肉販売業者届出書	第12条

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第52号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市社会福祉審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市社会福祉審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に基づき設置する那覇市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（委員長の職務の代理）

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（専門分科会）

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障がい者福祉専門分科会 障がい者の福祉に関する事項

(3) 高齢者福祉介護専門分科会 高齢者の福祉・介護に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 専門分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第7条 第5条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 身体障がい者の障害程度の審査等に関する調査審議のため、障がい者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、必要に応じて、その他の専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 第6条第2項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。この場合において同条中「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の会議)

第9条 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、総括的事務については福祉部福祉政策課において、その他の事務については福祉部各担当課において処理する。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市保健福祉医療審議会規則（平成12年那覇市規則第15号）は、廃止する。

那覇市規則第53号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市育成医療に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市育成医療に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立支援医療費のうち育成医療の支給等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（育成医療の支給認定の申請等）

第3条 省令第35条第1項の申請書は、自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、支給認定したときは自立支援医療（育成医療）受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、支給認定しないときは自立支援医療費（育成医療）支給認定不承認通知書により通知するものとする。

（移送費等の支給申請等）

第4条 移送費等の支給を受けようとする者は、自立支援医療（育成医療）移送費等支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、移送費等の支給を承認したときは自立支援医療（育成医療）移送費等承認書により、不承認の決定をしたときは自立支援医療（育成医療）移送費等不承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により移送費等の支給を承認された者は、移送費等を請求しようとするときは、自立支援医療（育成医療）移送費等請求書に請求する金額を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（支給認定の変更申請等）

第5条 省令第45条第1項の申請書は、自立支援医療費(育成医療)支給認定変更申請書によるものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請者に対し、支給認定の変更について承認の決定をしたときは自立支援医療費(育成医療)支給認定変更承認通知書により、不承認の決定をしたときは自立支援医療費(育成医療)支給認定変更不承認通知書により通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第6条 省令第47条第1項の届出書は、自立支援医療(育成医療)受給者証記載事項変更届出書によるものとする。

（受給者証の再交付申請）

第7条 省令第48条第1項の申請書は、自立支援医療(育成医療)受給者証再交付申請書によるものとする。

（支給認定の取消し）

第8条 省令第49条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書によるものとする。

（様式）

第9条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書名	関連条項
自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書	第3条
自立支援医療(育成医療)受給者証	第3条
自立支援医療費(育成医療)支給認定不承認通知書	第3条
自立支援医療(育成医療)移送費等支給申請書	第4条
自立支援医療(育成医療)移送費等承認書	第4条
自立支援医療(育成医療)移送費等不承認通知書	第4条
自立支援医療(育成医療)移送費等請求書	第4条
自立支援医療費(育成医療)支給認定変更申請書	第5条
自立支援医療費(育成医療)支給認定変更承認通知書	第5条
自立支援医療費(育成医療)支給認定変更不承認通知書	第5条

自立支援医療(育成医療)受給者証記載事項変更届出書	第6条
自立支援医療(育成医療)受給者証再交付申請書	第7条
支給認定取消通知書	第8条

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第54号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市小児慢性特定疾患対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小児慢性特定疾患対象疾患の判定及び治療期間に関すること。
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業(次号において「本事業」という。)の推進及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、専門的知識を有する医師のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、毎月1回開催する。

3 前項の規定にかかわらず、7月及び8月並びに市長が必要と認めるときは、月2回以上開催するものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、健康部地域保健課において処理する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第55号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項（政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「資格書面等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の期間等）

第2条 政令第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項に規定する規則で定める期間は、当該外部監査契約の期間とする。

2 資格書面等を閲覧に供する日及び時間は、前項の期間のうち那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する本市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（閲覧場所）

第3条 資格書面等を閲覧に供する場所は、企画財務部行政経営課とする。

（閲覧の申請）

第4条 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面閲覧申請書（様式）を市長に提出しなければならない。

（閲覧上の注意）

第5条 資格書面等を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、資格書面等を係員に指示された場所において閲覧しなければならない、その場所から持ち出してはならない。

2 閲覧者は、資格書面等を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資格書面等の閲覧を

停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式(第4条関係)

外部監査人資格書面閲覧申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

申請者

氏 名

外部監査人の資格を証する書面の閲覧をしたいので、那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則第4条の規定により申請します。

那覇市規則第56号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成12年那覇市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長（以下「所長」という。）に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（生活保護法関係）

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）

第19条第4項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。
- （2） 法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
- （3） 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
- （4） 法第27条の規定による指導及び指示に関すること。
- （5） 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。
- （6） 法第28条の規定による立入調査、検診命令並びに保護の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。
- （7） 法第30条から第37条の2までの規定による保護の方法に関すること。
- （8） 法第48条第4項の規定による届出の受付に関すること。
- （9） 法第62条第3項の規定による保護の変更、停止及び廃止並びに同条第4項に規定する弁明の機会の付与に関すること。
- （10） 法第63条の規定による返還額の決定に関すること。
- （11） 法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- （12） 法第77条第2項の規定による家庭裁判所への申立てに関すること。
- （13） 法第80条に規定による保護金品の返還の免除に関すること。
- （14） 法第81条の規定による後見人の選任の請求に関すること。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、法に関する事務のうち所長に委任する事務は、法第77条第1項及び第78条の規定による費用の徴収に関するものとする。

（児童福祉法関係）

第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。)

第32条第2項の規定により所長に委任する事務は、法第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に関することとする。

2 法第32条第3項の規定により所長に委任する事務は、法第24条第1項本文に規定する保育所における保育及び同項ただし書に規定するその他の適切な保護の実施に関することとする。

3 地方自治法第153条第2項の規定により、法に関する事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第10条第1項第3号の規定による相談、調査、指導等に関すること。

(2) 法第21条の10の規定による放課後児童健全育成事業の実施及び利用の促進に関すること。

(3) 法第22条第1項の規定による助産施設への入所の措置に関すること。

(4) 法第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。

（老人福祉法関係）

第4条 地方自治法第153条第2項の規定により、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第10条の4の規定による居宅における介護等の措置に関すること。

(2) 法第11条の規定による老人ホームへの入所等の措置に関すること。

(3) 法第12条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。

(4) 法第27条第1項の規定による遺留金品の処分に関すること。

(5) 法第28条の規定による費用の徴収に関すること。

(6) 法第36条の規定による調査の嘱託及び報告の請求に関すること。

(7) 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第6条の規定による措置の変更等の届出の受付に関すること。

（身体障害者福祉法関係）

第5条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下この条において「法」という。)第9条第9項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。

る。

- (1) 法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談等に関すること。
- (2) 法第18条の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
- (3) 法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
- (4) 法第38条第1項の規定による費用の徴収に関すること。

（知的障害者福祉法関係）

第6条 地方自治法第153条第2項の規定により、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条の4の規定による障害福祉サービスの措置に関すること。
- (2) 法第16条の規定による障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
- (3) 法第17条の規定による措置の解除に係る説明等に関すること。
- (4) 法第27条の規定による費用の徴収に関すること。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法関係）

第7条 地方自治法第153条第2項の規定により、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第2条の規定による行旅病人及びその同伴者の救護
- (2) 法第3条の規定による行旅病人及びその同伴者の扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引取手続に関すること。
- (3) 法第7条第1項の規定による行旅死亡人の記録並びに埋葬及び火葬に関すること。
- (4) 法第8条第1項の規定による行旅死亡人の同伴者の救護及び同条第2項の規定による扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに引取手続に関すること。
- (5) 法第10条の規定による相続人等及び公共団体に対する通知に関すること。

(6) 法第12条の規定による遺留物件の保管並びに保管物件の売却及び棄却に関すること。

(7) 法第13条第1項の規定による行旅死亡人取扱費用の弁償に関すること。

(8) 法第14条の規定による遺留物件の引渡しに関すること。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係）

第8条 地方自治法第153条第2項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第5条及び第6条の2から第10条の2までの規定による精神障害者保健福祉手帳に係る事務とする。

（売春防止法関係）

第9条 地方自治法第153条第2項の規定により、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、同法第35条第3項の規定による婦人相談員の業務に関することとする。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係）

第10条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下この条において「法」という。）第38条第2項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1) 法第3章の規定による障害児福祉手当の支給、法第3章の2の規定による特別障害者手当の支給及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する従前の例によることとされる福祉手当（以下この条において「附則第97条に規定する福祉手当」という。）の支給に関すること。

(2) 法第35条の規定による届出及び提出物の受付並びに附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている者等からの届出及び提出物の受付に関すること。

(3) 法第36条に規定による調査及び附則第97条に規定する福祉手当に係る調査に関すること。

(4) 法第37条の規定による資料の提供等及び附則第97条に規定する福祉

手当に係る資料の提供等に関すること。

（中国残留邦人等支援法関係）

第11条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この条において「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第4項の規定により所長に委任する事務は、第2条第1項各号に掲げる事務とする。

2 地方自治法第153条第2項の規定により、法に基づく事務のうち所長に委任する事務は、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条第1項及び第78条の規定による費用の徴収に関することとする。

（障害者総合支援法関係）

第12条 地方自治法第153条第2項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第19条の規定による介護給付費等の支給決定に関すること。
- （2） 法第20条第1項の規定による介護給付費等の支給の申請の受付並びに同条第2項の規定による調査及び同条第6項の規定による調査の嘱託に関すること。
- （3） 法第21条第1項の規定による障害程度区分の認定に関すること。
- （4） 法第22条の規定による介護給付費等の支給要否決定等に関すること。
- （5） 法第24条の規定による障害福祉サービスの支給決定の変更に関すること。
- （6） 法第25条の規定による障害福祉サービス等の支給決定の取消しに関すること。
- （7） 法第29条の規定による介護給付費及び訓練等給付費の支給に関すること。
- （8） 法第30条第1項の規定による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給並びに同条第3項の規定による当該給付費の額の決定に関すること。
- （9） 法第31条の規定による介護給付費等の額の特例に関すること。

- (10) 法第34条第1項の規定による特定障害者特別給付費の支給に関する
こと。
- (11) 法第35条第1項の規定による特例特定障害者特別給付費の支給に関
すること。
- (12) 法第51条の5の規定による地域相談支援給付費等の相談支援給付決
定に関すること。
- (13) 法第51条の6の規定による地域相談支援給付費等の相談支援給付の
申請の受付に関すること。
- (14) 法第51条の7の規定による地域相談支援給付費等の給付要否決定等
に関すること。
- (15) 法第51条の9の規定による地域相談支援給付決定の変更に関するこ
と。
- (16) 法第51条の10の規定による地域相談支援給付決定の取消しに関する
こと。
- (17) 法第51条の14の規定による地域相談支援給付費の支給に関すること。
- (18) 法第51条の15の規定による特例地域相談支援給付費の支給及び当該
給付費の額の決定に関すること。
- (19) 法第51条の17の規定による計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (20) 法第51条の18の規定による特例計画相談支援給付費の支給及び当該
給付費の額の決定に関すること。
- (21) 法第52条の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条
第2号の更生医療に限る。以下同じ。）の支給認定に関すること。
- (22) 法第53条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定申請の受付
に関すること。
- (23) 法第54条の規定による自立支援医療費の支給認定等に関すること。
- (24) 法第56条の規定による自立支援医療費の支給認定の変更に関するこ
と。
- (25) 法第57条の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに関する

こと。

- (26) 法第58条の規定による自立支援医療費の支給に関すること。
- (27) 法第70条第1項の規定による療養介護医療費の支給に関すること。
- (28) 法第71条第1項の規定による基準該当療養介護医療費の支給に関すること。
- (29) 法第74条第1項の規定による身体障害者更生相談所その他の機関の意見の聴取に関すること。
- (30) 法第76条の規定による補装具費の支給に関すること。
- (31) 法第76条の2の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
- (32) 法第77条の規定による地域生活支援事業(法第5条第27項の福祉ホームに関することを除く。)の実施に関すること。

(沖縄県心身障害者扶養共済制度条例関係)

第13条 地方自治法第153条第2項の規定により所長に委任する事務は、同法第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとされた沖縄県心身障害者扶養共済制度条例(昭和48年沖縄県条例第38号)第23条の受理、送付等に関することとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第57号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(市長の職務を代理する職員を指定する規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する職員を指定する規則(1954年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定による市長の職務を代理する職員は、次のとおりとする。 <u>第1順位</u> [略] <u>第2順位</u> [略]	地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定による市長の職務を代理する職員は、次のとおりとする。 <u>第1順位</u> 政策統括調整監 <u>第2順位</u> [略] <u>第3順位</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市職員職名等規則の一部を改正する規則)

第2条 那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(職名等) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td><td><u>部長</u> 参事監 会計管理者</td></tr> <tr> <td>副部長級</td><td>副部長 参事 <u>局長</u></td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>課長 室長 <u>所長</u> 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長</td></tr> <tr> <td>主幹級</td><td>主幹 専門主幹 <u>館長</u> (<u>壺屋焼物博物館の館長に限る。)</u></td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 主任医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備</td></tr> </tbody> </table>	職位	職名	部長級	<u>部長</u> 参事監 会計管理者	副部長級	副部長 参事 <u>局長</u>	課長級	課長 室長 <u>所長</u> 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長	主幹級	主幹 専門主幹 <u>館長</u> (<u>壺屋焼物博物館の館長に限る。)</u>	主査級	主査 専門主査 主任医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備	(職名等) 第2条 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td><td><u>政策統括調整監</u> <u>部長</u> <u>保健所長</u> 参事監 会計管理者</td></tr> <tr> <td>副部長級</td><td>副部長 参事</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>課長 室長 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長</td></tr> <tr> <td>主幹級</td><td>主幹 専門主幹 <u>専任館長</u></td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 主任医師 <u>主任歯科医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 <u>専門員主</u></td></tr> </tbody> </table>	職位	職名	部長級	<u>政策統括調整監</u> <u>部長</u> <u>保健所長</u> 参事監 会計管理者	副部長級	副部長 参事	課長級	課長 室長 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長	主幹級	主幹 専門主幹 <u>専任館長</u>	主査級	主査 専門主査 主任医師 <u>主任歯科医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 <u>専門員主</u>
職位	職名																								
部長級	<u>部長</u> 参事監 会計管理者																								
副部長級	副部長 参事 <u>局長</u>																								
課長級	課長 室長 <u>所長</u> 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長																								
主幹級	主幹 専門主幹 <u>館長</u> (<u>壺屋焼物博物館の館長に限る。)</u>																								
主査級	主査 専門主査 主任医師 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備																								
職位	職名																								
部長級	<u>政策統括調整監</u> <u>部長</u> <u>保健所長</u> 参事監 会計管理者																								
副部長級	副部長 参事																								
課長級	課長 室長 担当副参事 副参事 支所長 館長 施設長																								
主幹級	主幹 専門主幹 <u>専任館長</u>																								
主査級	主査 専門主査 主任医師 <u>主任歯科医師</u> 保育所長 児童館長 学芸員主査 <u>専門員主</u>																								

	主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査		査 予防主査 プラント整備主査 運転主査 環境整備主査 総合現業主査
主任級	主任主事 主任技師 医師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員	主任級	主任主事 主任技師 医師 歯科医師 主任保育士 主任学芸員 主任専門員 主任薬剤師 主任獣医師 主任保健師 主任栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任予防技術員 主任プラント整備員 主任運転手 主任環境整備員 主任総合現業員 主任調理員
主事級	主事 技師 保育士 学芸員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員	主事級	主事 技師 保育士 学芸員 専門員 薬剤師 獣医師 保健師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 言語聴覚士 予防技術員 運転手 環境整備員 総合現業員 調理員 用務員
[別表 別記]		[別表 別記]	
備考			
1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。			
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			
3 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。			
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。			

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

職位	代表的職名	職務概要
部長級	部長	1 [略] 2 <u>市長、副市長</u> を補佐し、必要があるときは、代行する。 3～7 [略]

		[略]
[略]		
主幹級	主幹	1～3 [略] 4 課長を補佐し、代行する。 5～6 [略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

職位	代表的職名	職務概要
部長級	政策統括調整監	1 市の政策意思決定へ参画する。 2 市長が特に命じる事項及び市の重要政策に関する事務の統括、調整等を行う。 3 政策判断が必要とされる重要事項の決定に当たり市長及び副市長を補佐し、必要があるときは、その職務を代行する。
	部長	1 [略] 2 市長及び副市長を補佐し、必要があるときは、その職務を代行する。 3～7 [略]
	[略]	
[略]		
主幹級	主幹	1～3 [略] 4 課長を補佐し、その職務を代行する。 5～6 [略]
[略]		

(那覇市会計規則の一部改正)

第3条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	[略]		[略]	
	管財課	[略]		
	新庁舎建設室	室長		
	[略]			
市民文化部	[略]			
	文化振興課	[略]		
	博物館	館長		
	[略]			
環境部	環境政策課	[略]		
	クリーン推進課	[略]		
	環境保全課	[略]		
	[略]			
健康福祉部	[略]			
	保護管理課	[略]		
	健康保険局	健康推進課	課長	
		保健所準備室	室長	
		国保長寿医療課	課長、担当副参事及び副参事	
		特定健診課	課長	
こどもみらい部	[略]			
都市計画部	[略]			
	区画整理課	[略]		
建設管理部	[略]			
	公園管理課	[略]		
	土木管理事務所	所長		
	市営住宅課	[略]		
消防本部	総務課	[略]		

[略]		
教 育 委 員 会	[略]	
	市民スポーツ課	[略]
	文化財課	課長
	施設課	[略]
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所			収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	[略]			[略]	
	管財課	[略]			
[略]					
市民文化部	[略]				
	文化振興課	[略]			
	文化財課	課長			
[略]					
環境部	環境政策課	[略]			
	廃棄物対策課	課長			
	クリーン推進課	[略]			
	環境保全課	[略]			
	環境衛生課	課長			
福祉部	[略]				
	保護管理課	[略]			
健康部	保健所	健康増進課	課長		
		地域保健課	課長		
		生活衛生課	課長		
	国民健康保険課		課長、担当副参事及び副参事		
	特定健診課		課長		
	こどもみ			[略]	

ら い 部		
都 市 計 画 部	[略]	
	区画整理課	[略]
	地籍調査準備室	室長
建 設 管 理 部	[略]	
	公園管理課	[略]
	市営住宅課	[略]
消 防 本 部	総務課	[略]
	予防課	課長
	警防課	課長
	救急課	課長
	指令情報課	課長
	西消防署	署長
	中央消防署	署長
	[略]	
教 育 委 員 会	[略]	
	市民スポーツ課	[略]
	施設課	[略]
	[略]	

（那覇市事務分掌規則の一部改正）

第4条 那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に規定する部に別表のとおり<u>局</u>、課及び室（以下「課内室」という。）を置く。	（設置） 第1条 那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に規定する部に別表のとおり<u>所</u>、課及び室（以下「課内室」という。）を置く。 <u>（政策統括調整監の職等）</u> 第1条の2 市長は、必要と認めるときは、<u>部に属しない政策統括調整監を置くことができる。</u> 2 政策統括調整監は、市長が特に命じる事

(部の長等の職) 第2条 部に部長及び副部長を置き、<u>健康保険局に局長を置く。</u> 2 課に課長(課としての室にあっては室長、課としての所^ニにあっては所長、課としての館^ニにあっては館長)を置く。 3～5 [略] (職務権限及び職務) 第3条 部、<u>局</u>、課及び課内室の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 2～4 [略] (総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2～4 [略] 5 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 物品の調達及び<u>検収並びに</u>不要品の売却に関すること。 (8)～(10) [略] 6 <u>新庁舎建設室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>新庁舎の建設に関すること。</u> (2) <u>新庁舎への移転に関すること。</u> (3) <u>その他新庁舎に関すること。</u> (企画財務部における課の分掌事務) 第6条 企画調整課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略]	<u>項及び市の重要政策に関する事務の統括、調整等を行うほか、政策判断が必要とされる重要事項の決定に当たり、市長及び副市長を補佐し、各部と必要な調整等を行うものとする。</u> 3 <u>両副市長に事故があるとき又は両副市長が欠けたときは、政策統括調整監が、その担^ニ任事務を掌理する。</u> (部の長等の職) 第2条 部に部長及び副部長を置き、<u>保健所に保健所長を置く。</u> 2 課に課長(課としての室にあっては室長)を置く。 3～5 [略] (職務権限及び職務) 第3条 部、<u>所</u>、課及び課内室の長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 2～4 [略] (総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2～4 [略] 5 [略] (1)～(6) [略] (7) 物品の調達及び不用品の売却に関すること。 (8)～(10) [略] 第6条 [略] (1)～(7) [略]
---	--

	(8) <u>ファシリティマネジメントに関すること。</u>
2 [略]	2 [略]
3 情報政策課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 [略]
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) <u>はん用機、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。</u>	(6) <u>サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。</u>
4 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 [略]
(1)～(10) [略]	(1)～(10) [略]
(11) 中核市 <u>移行</u> に関すること。	(11) 中核市に関すること（ <u>他課の所管に属するものを除く。</u> ）。
	(12) <u>外部監査に関すること。</u>
5～6 [略]	5～6 [略]
7 資産税課の分掌事務は、次のとおりとする。	7 [略]
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) <u>地籍調査に関すること。</u>	
8 [略]	8 [略]
(市民文化部における課の分掌事務)	(市民文化部における課の分掌事務)
第7条 市民生活安全課の分掌事務は、次のとおりとする。	第7条 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>消費生活相談に関すること。</u>	(4) <u>消費生活に関する啓発、情報の提供及び相談に関すること。</u>
(5) <u>消費者の啓発及び消費者団体の指導育成に関すること。</u>	(5) <u>計量法(平成4年法律第51号)に関すること。</u>
2～4 [略]	2～4 [略]
5 <u>博物館</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	5 <u>文化財課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
	(1) <u>埋蔵文化財の発掘調査の施行に関すること。</u>
	(2) <u>指定文化財及び関連財産の維持管理に関すること。</u>
	(3) <u>文化財関係団体の育成及び指導助言に関すること。</u>
	(4) ^{タマウドゥン} <u>玉 陵</u> 及び識名園の管理運営に関

(1)～(5) [略] (経済観光部における課の分掌事務) 第8条 [略] 2 なはまちなか振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) <u>消費生活に関すること。(消費生活相談の関連業務は除く。)</u> (4) <u>計量器の調査及び計量思想普及に関すること。</u> (5)～(6) [略] 3 [略] (環境部における課の分掌事務) 第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) <u>廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。</u> (7) <u>那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。</u> (8) <u>ごみ減量及び資源化に関すること。</u> (9) <u>一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。</u> (10) <u>一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</u> (11) <u>一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関すること。</u>	<u>すること。</u> (5)～(9) [略] (経済観光部における課の分掌事務) 第8条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3)～(4) [略] 3 [略] (環境部における課の分掌事務) 第9条 [略] (1)～(5) [略] 2 <u>廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。</u> (2) <u>那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。</u> (3) <u>ごみ減量及び資源化に関すること。</u> (4) <u>一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。</u>
---	--

	(5) <u>一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。</u> (6) <u>一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。</u> (7) <u>産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。</u> (8) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関すること。</u> (9) <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。</u> (10) <u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u> (11) <u>排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。</u>
2 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 [略]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) <u>旧ごみ焼却施設の解体及び跡地利用施設整備に関すること。</u>	
(8) [略]	(7) [略]
3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 [略]
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) <u>狂犬病の予防に関すること。</u>	
(6) <u>ハブ対策に関すること。</u>	
(7) [略]	(5) [略]
(8) <u>空き地管理に関すること。</u>	
(9) <u>そ族昆虫の駆除に関すること。</u>	
(10) [略]	(6) [略]
	5 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。
	(1) <u>狂犬病の予防に関すること。</u>

<u>(健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務)</u>	<u>(2) 動物の愛護及び管理に関すること。</u> <u>(3) ハブ対策に関すること。</u> <u>(4) 空き地管理に関すること。</u> <u>(5) そ族昆虫の駆除に関すること。</u> <u>(福祉部における課の分掌事務)</u>
<u>第10条 健康福祉部の課の分掌事務は次項から第7項まで、健康保険局の分掌事務は第8項から第11項までに規定する事務とする。</u>	
<u>2 福祉政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 福祉事業の総合企画及び総合調整に関すること。</u> <u>(2) 社会福祉事業団体及び地域福祉に関すること。</u> <u>(3)～(4) [略]</u> <u>(5) 被災者支援に関すること。</u> <u>(6) 援護事務に関すること。</u> <u>(7)～(8) [略]</u>	<u>第10条 [略]</u> <u>(1) 福祉施策の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 地域福祉に関すること。</u> <u>(3)～(4) [略]</u> <u>(5) 被災見舞金の支給等に関すること。</u> <u>(6) 戦傷病者戦没者遺族等の援護事務に関すること。</u> <u>(7) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関すること。</u> <u>(8) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。</u> <u>(9)～(10) [略]</u>
<u>3 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者計画に関すること。</u> <u>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関すること。</u> <u>(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関すること。</u> <u>(4) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に関すること。</u> <u>(5) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。</u> <u>(6) 重度心身障害児及び重度心身障害</u>	<u>2 [略]</u> <u>(1) 障がい者施策の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。</u> <u>(3) 重度心身障がいの者の医療費助成に関すること。</u> <u>(4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関すること。</u> <u>(5) 障害者支援施設の設置認可等に関すること。</u> <u>(6) 所管に属する社会福祉法人の設立</u>

<u>者の医療費助成に関すること。</u> (7) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関すること。</u> (8) <u>〔略〕</u> (9) <u>難病患者等居宅生活支援に関すること。</u> (10) <u>発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関すること。</u> (11) <u>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関すること。</u> 4 <u>ちゃーがんじゅう課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。</u> (2) <u>高齢者福祉対策に関すること。</u> (3) <u>老人福祉施設に関すること。</u> (4) <u>介護保険事業の企画及び普及に関すること。</u> (5) <u>介護保険の認定審査に関すること。</u> (6) <u>介護保険の給付に関すること。</u> (7) <u>介護保険料の賦課及び徴収に関すること。</u> (8) <u>安謝複合施設に関すること。</u> (9) <u>〔略〕</u> (10) <u>〔略〕</u> 5 <u>保護管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>生活保護にかかると総合調整に関すること。</u> (2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関すること。</u>	<u>認可等に関すること。</u> (7) <u>〔略〕</u> (8) <u>前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u> 3 <u>〔略〕</u> (1) <u>高齢者施策の総合調整に関すること。</u> (2) <u>高齢者の福祉に関すること。</u> (3) <u>介護保険事業に関すること。</u> (4) <u>老人福祉施設の設置認可等に関すること。</u> (5) <u>有料老人ホームの設置届出等に関すること。</u> (6) <u>指定介護サービス事業者の指定等に関すること。</u> (7) <u>所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。</u> (8) <u>〔略〕</u> (9) <u>老人福祉センター及び老人憩の家に関すること。</u> (10) <u>安謝複合施設に関すること。</u> (11) <u>〔略〕</u> 4 <u>〔略〕</u> (1) <u>生活保護に係ると総合調整に関すること。</u> (2) <u>福祉相談に関すること。</u>
---	--

(3) <u>行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。</u> (4) <u>福祉相談に関すること。</u> (5) <u>〔略〕</u>	(3) <u>生活保護費の給付に関すること。</u> (4) <u>生活保護に係る医療機関等への指定等に関すること。</u> (5) <u>生活保護の適正推進に関すること。</u> (6) <u>自立支援プログラムに関すること。</u> (7) <u>〔略〕</u> (8) <u>住宅手当緊急措置事業に関すること。</u> (9) <u>所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。</u> (10) <u>行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関すること。</u>
<u>6</u> 保護第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>生活保護法の実施に関すること。</u> (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に関すること。</u>	<u>5</u> <u>〔略〕</u> (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関すること。</u> (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施に関すること。</u>
<u>7</u> <u>〔略〕</u> <u>8</u> 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>保健業務の企画立案及び関係団体との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>予防接種及び感染症に関すること。</u> (3) <u>がん検診等に関すること。</u> (4) <u>健康づくりに関すること。</u> (5) <u>母子保健に関すること。</u> (6) <u>食生活改善に関すること。</u> (7) <u>献血に関すること。</u> (8) <u>臓器移植、エイズ、薬物乱用等に関すること。</u> (9) <u>保健団体の育成及び地域保健に関すること。</u> (10) <u>救急医療の補助金に関すること。</u> (11) <u>医療に係る連絡、調整に関すること。</u>	<u>6</u> <u>〔略〕</u>

(12) 地方独立行政法人那覇市立病院に
関すること。

(13) 保健センターに関すること。

(14) 古波蔵ふれあい館に関すること。

9 保健所準備室の分掌事務は、次のとおり
とする。

(1) 保健所の設置に関すること。

(2) 保健所業務の体制整備に関すること。

(3) その他保健所準備に関すること。

10 国保長寿医療課の分掌事務は、次のと
おりとする。

(1) 国民健康保険事業の企画及び普及
に関すること。

(2) 国民健康保険の給付に関すること。

(3) 国民健康保険の診療報酬の審査に
関すること。

(4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に
関すること。

(5) 後期高齢者医療制度に関すること。

(6) 健康保険法等の一部を改正する法
律(平成18年法律第83号)第7条の規定
による改正前の老人保健法の医療に関
すること。

11 特定健診課の分掌事務は、次のとおり
とする。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導に
関すること。

(2) 国民健康保険の保健事業に関する
こと。

(健康部における保健所及び課の分掌事
務)

第10条の2 健康部の保健所に属する課の
分掌事務は次項から第4項まで、同部の保
健所以外に属する課の分掌事務は第5項
及び第6項に定める事務とする。

2 健康増進課の分掌事務は、次のとおりと
する。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| | (1) <u>健康づくりに関すること。</u> |
| | (2) <u>感染症に関すること。</u> |
| | (3) <u>予防接種に関すること。</u> |
| | (4) <u>健康診査に関すること。</u> |
| | (5) <u>健康危機管理に関すること。</u> |
| | (6) <u>歯科保健に関すること。</u> |
| | (7) <u>食生活改善及び栄養に関すること。</u> |
| | (8) <u>放射線業務に関すること。</u> |
| | (9) <u>感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること。</u> |
| | (10) <u>新型インフルエンザ等対策本部に関すること。</u> |
| | (11) <u>地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。</u> |
| | (12) <u>医療に係る連絡調整に関すること。</u> |
| | (13) <u>保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。</u> |
| | (14) <u>地域保健に係る統計に関すること。</u> |
| | (15) <u>給食施設指導に関すること。</u> |
| | (16) <u>健康・栄養調査に関すること。</u> |
| | (17) <u>献血に関すること。</u> |
| | (18) <u>喫煙対策に関すること。</u> |
| | (19) <u>角膜、腎臓及び骨髄移植に関すること。</u> |
| | (20) <u>ハンセン病の啓発に関すること。</u> |
| | (21) <u>石綿健康被害救済制度に関すること。</u> |
| | (22) <u>肝炎医療費助成の申請に関すること。</u> |
| | (23) <u>管理栄養士の国家試験に関すること。</u> |
| | (24) <u>栄養士の免許申請及び実習に関すること。</u> |
| | (25) <u>医師の実習及び研修に関すること。</u> |
| | (26) <u>保健関係職員の研修に関すること。</u> |

(27) 食品検査室の精度管理に関するこ
と。

(28) 保健所庁舎の維持管理に関するこ
と。

(29) 古波蔵ふれあい館に関すること。

3 地域保健課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1) 母子保健に関すること。

(2) 地域保健活動に関すること。

(3) 母子保健推進協議会に関すること。

(4) 精神保健及び精神障がい者の福祉
に関すること(精神障害者保健福祉手
帳、精神通院医療及び障害福祉サービ
スに関する業務を除く。)

(5) 自殺予防対策事業に関すること。

(6) 未熟児養育医療に関すること。

(7) 育成医療に関すること。

(8) 特定不妊治療費助成に関すること。

(9) 小児慢性特定疾患治療研究事業に
関すること。

(10) 児童の療育に関すること(他課の
所管に属するものを除く。)

(11) 特定疾患治療研究事業に関するこ
と。

(12) 難病患者地域支援対策推進事業に
関すること。

(13) 原爆被爆者に対する健康診断等に
関すること。

(14) 地域看護実習に関すること。

(15) 地域保健に係る保健団体及び自助
組織の育成及び支援に関すること。

(16) 保健センターに関すること。

4 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりと
する。

(1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生
に関すること。

(2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営
業許可等に関すること。

(3) クリーニング所、理容所及び美容所

の開設の届出等に関すること。

(4) 温泉の利用許可等に関すること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。

(6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること。

(7) 診療所及び助産所の開設許可等に関すること。

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等に関すること。

(9) 薬局等の開設許可等に関すること。

(10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関すること。

(11) 薬物乱用防止対策に関すること。

(12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関すること。

(13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関すること。

(14) 医療監視の総括に関すること。

(15) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関すること。

5 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。

(2) 国民健康保険の給付に関すること。

(3) 国民健康保険の診療報酬の審査に関すること。

(4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。

(5) 後期高齢者医療制度に関すること。

(6) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法の医療に関すること。

6 特定健診課の分掌事務は、次のとおりと

(こどもみらい部における課の分掌事務) 第11条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) こどもみらい部の<u>総合企画</u>及び総合調整に関すること。 (2) [略] (3) <u>保育所の設置及び廃止に関すること。</u> (4)～(5) [略] 2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>前項第3号に掲げるもの以外の保育所に関すること。</u> (2) <u>認可外保育施設の指導等に関すること。</u> (3) [略] (4) <u>ファミリーサポートセンター及びつどいの広場に関すること。</u> (5) <u>病児・病後児保育事業に関すること。</u> 3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>児童健全育成に関すること。</u> (2)～(3) [略] (4) <u>児童館及び児童遊園に関すること。</u> (5) [略]	する。 (1) <u>特定健康診査及び特定保健指導に関すること。</u> (2) <u>国民健康保険の保健事業に関すること。</u> (こどもみらい部における課の分掌事務) 第11条 [略] (1) こどもみらい部の<u>企画</u>及び総合調整に関すること。 (2) [略] (3) <u>就学前保育、教育の総合的な計画及び方針に関すること。</u> (4) <u>保育所の設置認可等に関すること。</u> (5)～(6) [略] (7) <u>児童の健全な育成に関すること。</u> (8) <u>児童館及び児童遊園に関すること。</u> 2 [略] (1) <u>市立保育所の総括及び管理に関すること。</u> (2) <u>私立保育所の育成及び指導に関すること。</u> (3) <u>認可外保育施設に関すること。</u> (4) [略] (5) <u>ファミリーサポートセンター及び地域子育て支援拠点事業に関すること。</u> (6) <u>特別保育事業に関すること。</u> (7) <u>障害児通所支援事業に関すること。</u> 3 [略] (1)～(2) [略] (3) [略]
---	--

(6)～(10) [略] (都市計画部における課の分掌事務) 第12条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7)～(8) [略] 2 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく<u>建築確認及び建築許可</u>に関すること。 (2) <u>建築相談及び指導</u>に関すること。 (3) <u>違反建築物</u>に関すること。 (4) [略] (5) <u>開発許可申請</u>に関すること。 (6) <u>道路位置指定</u>に関すること。 (7) <u>建設工事に係る資材の再資源化等</u>に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく<u>分別解体等</u>に関すること。 (8)～(11) [略] (12) <u>狭あい道路(建築基準法第42条第2項に規定する道路に限る。)</u>の整備に関すること。	(4) <u>児童家庭相談</u>に関すること。 (5) <u>こんにちは赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業</u>に関すること。 (6)～(10) [略] (都市計画部における課の分掌事務) 第12条 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>屋外広告物</u>に関すること。 (8)～(9) [略] 2 [略] (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関すること。 (2) [略] (3) <u>開発行為の許可等</u>に関すること。 (4) <u>建設工事に係る資材の再資源化等</u>に関する法律に基づく<u>分別解体等</u>に関すること。 (5)～(8) [略] (9) <u>狭あい道路の整備</u>に関すること。 (10) <u>風致地区内の建築等の許可</u>に関すること。 (11) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)</u>に関すること(住宅及び建築物に限る。)。 (12) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の認定等</u>に関すること(集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。)。 (13) <u>沖縄県福祉のまちづくり条例(平</u>
---	---

3～5 〔略〕 （建設管理部における課の分掌事務） 第13条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 道路管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（8） 〔略〕 （9） <u>道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括</u>に関すること。 6 公園管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1） <u>公園（管理事務の一部を除く。）、緑地</u>に関すること。 （2） 〔略〕 7 〔略〕 8 <u>土木管理事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</u> （1） <u>道路の損壊調査</u>に関すること。 （2） <u>工事用資材の調達、検収、保管及び受払い</u>に関すること。 （3） <u>道路、橋等の維持修繕及び清掃の実施</u>に関すること。 （4） <u>公園の管理事務で特に部長が指定</u>	<u>成9年沖縄県条例第5号）に基づく事前協議及び完了検査に関すること。</u> （14） <u>建築物における駐車施設附置の届出及び認定</u>に関すること。 3～5 〔略〕 6 <u>地籍調査準備室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> （1） <u>地籍調査の計画</u>に関すること。 （2） <u>地籍調査の実施及び管理</u>に関すること。 （3） <u>その他地籍調査</u>に関すること。 （建設管理部における課の分掌事務） 第13条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 〔略〕 （1）～（8） 〔略〕 （9） 道路、橋等の維持修繕及び清掃に関すること。 （10） <u>道路の損壊調査</u>に関すること。 （11） <u>工事用資材の調達、検収及び保管</u>に関すること。 （12） <u>道路上の違反広告物取締り</u>に関すること。 6 〔略〕 （1） <u>公園、緑地の管理</u>に関すること。 （2） 〔略〕 7 〔略〕
---	---

するものに関すること。

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
[略]		[略]
環境部	[略]	
健康福祉部	福祉政策課	
こどもみらい部	[略]	
[略]		

[別表 別記]

(総括課)

第15条 [略]

部	総括課	事務
[略]		[略]
環境部	[略]	
福祉部	福祉政策課	
健康部	健康増進課	
こどもみらい部	[略]	
[略]		

[別表 別記]

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 5 第2条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。
- 6 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
総務部		〔略〕	
		管財課	
		新庁舎建設室	
企画財務部		〔略〕	
		行政経営課	中核市移行準備室
		〔略〕	
市民文化部		〔略〕	
		文化振興課	
		博物館	
〔略〕			
環境部		環境政策課	廃棄物対策室 地球温暖化対策推進室
		クリーン推進課	
		環境保全課	

<u>健康福祉部</u>		[略]	
		保護管理課	
		[略]	
	<u>健康保険局</u>	保護第二課	
		<u>健康推進課</u>	
		<u>保健所準備室</u>	
		<u>国保長寿医療課</u>	
こどもみらい部	[略]	<u>特定健診課</u>	
都市計画部		[略]	
		契約検査課	
建設管理部		[略]	
		公園管理課	
		<u>土木管理事務所</u>	
		市営住宅課	

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
総務部		[略]	
		管財課	
企画財務部		[略]	
		行政経営課	
		[略]	
市民文化部		[略]	
		文化振興課	
		文化財課	
[略]			
環境部		環境政策課	
		廃棄物対策課	
		クリーン推進課	環境美化推進室
		環境保全課	
		環境衛生課	
福祉部		[略]	
		保護管理課	福祉相談室
		[略]	
		保護第二課	
健康部	保健所	健康増進課	
		地域保健課	
		生活衛生課	

		国民健康保険課	
		特定健診課	
こどもみらい部	[略]		
都市計画部		[略]	
		契約検査課	
		地籍調査準備室	
建設管理部		[略]	
		公園管理課	
		市営住宅課	

（那覇市税条例施行規則の一部改正）

第5条 那覇市税条例施行規則（昭和48年那覇市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（徴税吏員等） 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、企画財務部長、<u>健康福祉部参事監</u>、企画財務部副部長及び<u>健康保険局参事並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び国保長寿医療課</u>に勤務する職員とする。 2 [略]	（徴税吏員等） 第3条 条例第2条第1号に規定する委任を受けた市職員は、企画財務部長、<u>健康部長</u>、企画財務部副部長及び<u>健康部副部長並びに税制課、市民税課、資産税課、納税課及び国民健康保険課</u>に勤務する職員とする。 2 [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正）

第6条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則（昭和48年那覇市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、<u>健康福祉部参事監（健康保険局を担当する参事監に限る。）</u>、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。	（組織） 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、<u>総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び副消防長</u>をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。
備考 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市職員試験委員会規則の一部改正）

第7条 那覇市職員試験委員会規則（昭和49年那覇市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、会計管理者、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、副消防長及び人事課長をもって組織する。 2 [略]	(組織) 第3条 委員会は、副市長、政策統括調整監、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、会計管理者、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、副消防長及び人事課長をもって組織する。 2 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正)

第8条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2等級の職務にある者	部長、参事監、会計管理者、副部長、次長、局長、参事、課長、館長、施設長、室長、所長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、壺屋焼物博物館の館長、係長、主査、専門主査、主任医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]	

〔改正後 別記〕

別表（第9条関係）

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
〔略〕	
2等級の職務にある者	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、副部長、参事、課長、館長、施設長、室長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、支所長、議会事務局長、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3等級の職務にある者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
〔略〕	

（那覇市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正）

第9条 那覇市福祉事務所設置条例施行規則（昭和54年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織等） 第2条 所の組織は、那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第1条に規定する <u>健康福祉部</u> 及び <u>こどもみらい部</u> の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによる。 2 所に所長を置き、 <u>健康福祉部長</u> をもってこれに充てる。 3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、 <u>健康福祉部副部長</u> がその職務を代理する。	（組織） 第2条 所の組織は、那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第1条に規定する <u>福祉部</u> 及び <u>こどもみらい部</u> の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによる。 2 所に所長を置き、 <u>福祉部長</u> をもってこれに充てる。 3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、 <u>福祉部副部長</u> がその職務を代理する。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正）

第10条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和56年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（幹事会） 第4条 〔略〕 2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次	（幹事会） 第4条 〔略〕 2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次

に掲げる者をもって充てる。 学校教育部副部長、青少年育成課長、教育相談課長、学校教育課長、教育研究所長、生涯学習課長、市民生活安全課長、<u>健康推進課長</u>、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 〔略〕	に掲げる者をもって充てる。 学校教育部副部長、青少年育成課長、教育相談課長、学校教育課長、教育研究所長、生涯学習課長、市民生活安全課長、<u>健康増進課長</u>、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 〔略〕
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 （那覇市職員の給与に関する規則の一部改正） 第11条 那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 第2条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	部長 参事監(市長の定めるものに限る。) 〔略〕	〔略〕
	〔略〕	
	副部長 <u>局長</u> 参事(市長の定めるものに限る。) 〔略〕	〔略〕
	課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第2項の室長、 <u>所長及び館長</u> を含む。) 支所長 施設長 〔略〕	
	〔略〕	
〔略〕		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
----	---	-----

市長事務部局	政策統括調整監	95,600円
	部長 保健所長 参事監(市長の定めるものに限る。)	[略]
	[略]	
	副部長 参事(市長の定めるものに限る。)	[略]
	[略]	
	課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)第2条第2項の室長を含む。) 支所長 施設長	[略]
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第4(第55条の3関係)

職員	加算割合
部長、参事監その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第55条の3関係)

職員	加算割合
政策統括調整監、部長、保健所長、参事監その他これらに相当するものとして市長が定める職員	[略]
[略]	

(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第12条 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
8級	部長、参事監、会計管理者、議会事務局長、消防正監その他これら

	に相当する職の職務
イ～エ 〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
〔略〕	
8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長、消防正監その他これらに相当する職の職務

イ～エ 〔略〕

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第13条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会事務局職員の補助執行) 第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1)～(3) 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕	(議会事務局職員の補助執行) 第3条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1)～(3) 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕
備考 1 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 第2条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前 別記〕

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 〔略〕
	3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。
	(1)～(3) 〔略〕
	(4) 水道及び電話の使用料の支払いに関すること。
	4～7 〔略〕
	8 教育委員会とその都度協議が整った埋蔵文化財の発掘

	<u>調査に關すること。</u> <u>9～11</u> [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条關係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～2 [略] 3 [略] (1)～(3) [略] (4) 水道の使用料の支払いに關すること。 4～7 [略] <u>8～10</u> [略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条關係)

読み替えられる字句	読み替える字句
副市長	[略]
部長	[略]
[略]	
主査	[略] 教育委員会事務局の主査又は専門員主査 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条關係)

読み替えられる字句	読み替える字句
副市長	[略]
<u>政策統括調整監</u>	<u>議会事務局長</u> <u>教育委員会事務局の部長</u>
部長	[略]
[略]	
主査	[略] 教育委員会事務局の主査 [略]

(那覇市庁議規則の一部改正)

第14条 那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(構成) 第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、各部の長、 <u>参事監(健</u>	(構成) 第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、 <u>政策統括調整監</u> 、各

康保険局長に限る。）、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（市長、副市長、上下水道事業管理者及び教育長を除く。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長（健康保険局にあっては健康推進課を担当する参事、消防本部にあっては副消防長、会計管理者にあっては出納室副参事）の職にある者が出席するものとする。

（会議）

第5条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは企画財務部担当の副市長が、当該副市長に事故があるとき又は当該副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。

（副部長会議の設置）

第9条 [略]

- 2 副部長会議は、副市長、各部の副部長並びに市民文化部参事（まちづくり協働推進課を担当する参事）、健康保険局参事（健康推進課を担当する参事）及び出納室副参事で構成し、企画財務部担当副市長（以下「担当副市長」という。）が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（副市長を除く。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、課長職以上の職にある者

部の長、消防長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、副部長（消防本部にあっては副消防長、会計管理者にあっては出納室長）の職にある者が出席するものとする。

（会議）

第5条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、企画財務部担当の副市長（以下「担当副市長」という。）が代理する。

- 2 担当副市長にも事故があるとき又は担当副市長も欠けたときは、他の副市長が代理する。

- 3 担当副市長及び他の副市長にも事故があるとき又は担当副市長及び他の副市長も欠けたときは、政策統括調整監が代理する。

（副部長会議の設置）

第9条 [略]

- 2 副部長会議は、副市長、政策統括調整監、各部の副部長並びに市民文化部参事（まちづくり協働推進課を担当する参事に限る。）及び出納室長で構成し、担当副市長が主宰する。ただし、担当副市長に事故があるとき又は担当副市長が欠けたときは他の副市長が、他の副市長にも事故があるとき又は他の副市長も欠けたときは政策統括調整監が代理する。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（副市長及び政策統括調整監を除く。以下この項において同じ。）に事故があるとき又は構成員が欠けたときは、課

のうちから、あらかじめ当該構成員の指名した者が出席するものとする。	長職以上の職にある者のうちから、あらかじめ当該構成員の指名した者が出席するものとする。
4～6 [略]	4～6 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第15条 那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第8条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部健康保険局国保長寿医療課</u>において処理する。 [第8号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]	（庶務） 第8条 協議会の庶務は、<u>健康部国民健康保険課</u>において処理する。 [第8号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

第8号様式

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

[略]

<u>国保長寿医療課</u> 記入欄	[略]	[略]
確認方法	[略]	

[改正後 別記]

第8号様式

国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書

[略]

<u>国民健康保険課</u> 記入欄	[略]	[略]
確認方法	[略]	

[改正前 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

国 保 長 寿 医 療 課		
課 長	担 当 主 査	担 当
[略]		

[改正後 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

国 民 健 康 保 険 課		
課 長	担 当 主 査	担 当
[略]		

[改正前 別記]

第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

[略]

[略]

国 保 長 寿 医 療 課		
課 長	担 当 主 査	担 当
[略]		

[改正後 別記]

第16号様式

国民健康保険葬祭費支給申請書

[略]

[略]

国 民 健 康 保 険 課		
課 長	担 当 主 査	担 当
[略]		

(那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則の一部改正)

第16条 那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則(平成17年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>博物館</u>	第8条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>文化財</u>

において処理する。	課において処理する。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市歴史博物館運営審議会規則の一部を改正する規則）

第17条 那覇市歴史博物館運営審議会規則（平成18年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第7条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>博物館</u> において処理する。	（庶務） 第7条 審議会の庶務は、市民文化部 <u>文化財課</u> において処理する。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市障害者介護給付費等審査会規則の一部改正）

第18条 那覇市障害者介護給付費等審査会規則（平成18年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第4条 審査会の庶務は、 <u>健康福祉部障がい福祉課</u> において処理する。	（庶務） 第4条 審査会の庶務は、 <u>福祉部障がい福祉課</u> において処理する。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市後期高齢者医療に関する規則の一部改正）

第19条 那覇市後期高齢者医療に関する規則（平成24年那覇市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（徴収職員） 第2条 市長は、保険料その他法の規定による徴収金を徴収する事務（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による徴税吏員の事務に相当する事務をいう。）の権限を次に掲げる者（以下「徴収職員」という。）に委任する。 （1） <u>健康保険局長</u> （2） <u>健康保険局参事（健康推進課を所管する参事に限る。）</u> （3） <u>国保長寿医療課</u> に所属する職員 2 [略]	（徴収職員） 第2条 [略] （1） <u>健康部長</u> （2） <u>健康部副部長</u> （3） <u>国民健康保険課</u> に所属する職員 2 [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第20条 那覇市屋外広告物条例施行規則（平成24年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（広告物等を保管した場合の公示の場所等） 第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、那覇市公告式規則（平成16年那覇市規則第39号）第2条第2項の市役所前の掲示場及び広告物等を保管した<u>土木管理事務所</u>とする。 2 〔略〕 3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、道路管理課<u>及び土木管理事務所</u>とする。	（広告物等を保管した場合の公示の場所等） 第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、那覇市公告式規則（平成16年那覇市規則第39号）第2条第2項の市役所前の掲示場及び広告物等を保管した<u>道路管理課</u>とする。 2 〔略〕 3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、道路管理課とする。
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第2条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 （那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正） 第21条 那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成24年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
（登録簿の閲覧） 第6条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧場所」という。）は、<u>環境政策課</u>とする。 2～6 〔略〕	（登録簿の閲覧） 第6条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧場所」という。）は、<u>廃棄物対策課</u>とする。 2～6 〔略〕
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第58号

平成25年 3 月29日

公 布 済

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（那覇市障害者介護給付費等審査会規則の一部改正）

第1条 那覇市障害者介護給付費等審査会規則（平成18年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（合議体） 第3条 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項の合議体の数は、4とする。 2 〔略〕	（合議体） 第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項の合議体の数は、4とする。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市障害者自立支援規則の一部改正）

第2条 那覇市障害者自立支援規則（平成18年那覇市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）、 <u>障害者自立支援法施行令</u> （平成18年政令第10号）及び <u>障害者自立支援法施行規則</u> （平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> （平成18年政令第10号）及び <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u> （平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第3条 那覇市福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
〔別表第1 別記〕	〔別表第1 別記〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特 定 生 活 関 連施設	一部特定生活関 連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1)～(9) [略] (10) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年 法律第123号)第5条第12項に規定 する障害者支援施設 (11) [略] 2～22 [略]	[略]	[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特 定 生 活 関 連施設	一部特定生活関 連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1)～(9) [略] (10) <u>障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律</u> (平成17年法律第123号)第5条第 12項に規定する障害者支援施設 (11) [略] 2～22 [略]	[略]	[略]
[略]			

(障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第4条 障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>障害者自立支援法</u> に基づく指定特定 相談支援事業者の指定等及び児童福 祉法に基づく指定障害児相談支援事 業者の指定等に関する規則 (趣旨)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律</u> に基づく 指定特定相談支援事業者の指定等及 び児童福祉法に基づく指定障害児相 談支援事業者の指定等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 〔略〕

（変更の届出等）

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 〔略〕

（変更の届出等）

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休

(公示) 第4条 市長は、<u>障害者自立支援法</u>第51条の30第2項及び<u>児童福祉法</u>第24条の37の規定により次に掲げる事項を公示するものとする。 (1)～(6) 〔略〕	止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。 (公示) 第4条 市長は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の30第2項及び<u>児童福祉法</u>第24条の37の規定により次に掲げる事項を公示するものとする。 (1)～(6) 〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第59号
平成25年 3 月 29 日
公 布 済

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
付 則	付 則 3 当分の間、第2条の表中「 <table border="1"> <tr> <td>警防課</td><td>警防係 救助係</td></tr> </table> 」とあるのは、「 <table border="1"> <tr> <td>警防課</td><td> 警防係 救助係 大隊指揮隊第1係 大隊指揮隊第2係 大隊指揮隊第3係 </td></tr> </table> 」とする。	警防課	警防係 救助係	警防課	警防係 救助係 大隊指揮隊第1係 大隊指揮隊第2係 大隊指揮隊第3係
警防課	警防係 救助係				
警防課	警防係 救助係 大隊指揮隊第1係 大隊指揮隊第2係 大隊指揮隊第3係				
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第60号

平成25年 3 月29日

公 布 済

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の種類) 第4条 [略] 2 職印は職名をもって発する文書に用い、その種類は次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 部長(これに相当する<u>組織の長</u>を含む。)印 (5) 課長(これに相当する<u>組織の長</u>を含む。)印 (6)～(7) [略] [別表第2 別記]	(公印の種類) 第4条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 部長(これに相当する<u>職</u>を含む。)印 (5) 課長(これに相当する<u>職</u>を含む。)印 (6)～(7) [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
市長印	〔略〕	
	課(室、所、館)における一般文書	各課(室、所、館)長
〔略〕		
部(局)長印	部(局)長名をもってする文書	各部(局)の庶務担当課長
福祉事務所長印	〔略〕	
部(局)の課長印	〔略〕	各部(局)の庶務担当課長
課(室、所、館、施設)長印	課(室、所、館、施設)長名をもってする文書	各課(室、所、館、施設)長
保育所長印	〔略〕	
〔略〕		
那覇市建築主事印	〔略〕	
那覇市収納取扱員印	現金領収証書	各収納出納員

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

市長部局の職印

名称	主用途	管守者
市長印	〔略〕	
	課(室)における一般文書	各課(室)長
	支所における一般文書	各支所長
〔略〕		
部長印	部長名をもってする文書	各部の総括課の長
福祉事務所長印	〔略〕	
保健所長印	保健所長名をもってする文書	健康増進課長
部の課長印	〔略〕	各部の総括課の長
課(室)長印	課(室)長名をもってする文書	各課(室)長
支所長印	支所長名をもってする文書	各支所長
施設長印	施設長名をもってする文書	こども政策課長
那覇市収納取扱員印	現金領収証書	各収納出納員
保育所長印	〔略〕	
〔略〕		
那覇市建築主事印	〔略〕	

那覇市規則第61号

平成25年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険税の減免) 第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。 (1) [略] (2) 条例第22条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)である場合 次のアからウまでに掲げる額の合計額を減免する。 ア [略] イ 条例第21条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額(条例第21条第1項各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額 [表 別記] ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第1項第3号の特定世帯又は条例第21条第1項第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条第1項各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額 [表 別記] (3) [略]	(保険税の減免) 第3条 [略] (1) [略] (2) [略] ア [略] イ 条例第21条第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額(条例第21条各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額 [表 別記] ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯若しくは特定継続世帯又は条例第21条第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額 [表 別記] (3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正	

部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第3条第2号イの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯	[略]
条例第21条第1項第3号に該当する世帯	

[改正後 別記]

[第3条第2号イの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯	[略]
条例第21条第3号に該当する世帯	

[改正前 別記]

[第3条第2号ウの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯	[略]
条例第21条第1項第3号に該当する世帯	

[改正後 別記]

[第3条第2号ウの表]

世帯の区分	減免の割合
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯	[略]
条例第21条第3号に該当する世帯	

